

はじめに

大阪市では、市民の皆様が、将来にわたって安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保するとともに、地球環境の保全に貢献できるよう、1995年3月に「大阪市環境基本条例」を制定するとともに、条例に基づき「大阪市環境基本計画」を策定し、低炭素社会[※]の構築、循環型社会[※]の形成、快適な都市環境の確保に取り組んでまいりました。2018年3月には、「大阪市生物多様性戦略」を策定し、自然共生社会[※]の実現に向けて取り組んでいるほか、経済発展著しいアジア諸都市を中心に、環境分野における国際協力にも積極的に取り組んでいます。

しかしながら、世界では人口の増加と経済の拡大に伴い、温暖化や海洋汚染、野生生物種の減少など地球環境の悪化がますます深刻となっており、持続可能な社会の実現に向けて大きく考え方を転換（パラダイムシフト[※]）していく時に来ています。2015年には、「持続可能な開発目標（SDGs）[※]」を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ[※]」や「パリ協定[※]」が採択されるなど、世界を巻き込む国際的合意がなされ、まさに時代の転換点となりました。

SDGsは持続可能な、より良い世界をつくっていくために、政府だけでなく市民や事業者など多様な主体が参画・連携すること、経済・社会・環境の課題を統合的に解決していくこと、誰一人取り残さないことが大きな特徴です。

大阪府は、基礎的自治体として、経済・社会・環境を含む幅広い市民生活の領域全般にわたりの確に対応するとともに、国際的な大都市としての役割・責任を果たしていくことが求められています。また、SDGsが達成された社会の実現をめざす2025年日本国際博覧会の開催地として、SDGs達成に向けた取組みを強力に進めていくことが求められており、この計画では、SDGsの考え方を積極的に活用してまいります。

計画策定にあたりましては、パートナーシップを重視するSDGsの考え方を踏まえ、計画策定時に実施するパブリックコメントはもとより、策定当初の段階から、未来の世代の視点から見た大阪（まち）のあるべき姿や、ライフスタイル、その実現のために提言する政策アイデアなどを募集するとともに、将来を担う子どもたちの環境への思いを募集するなど、未来からの声にも耳を澄ませ、立場や世代を超えて、持続可能な社会の構築を皆様と一緒に、めざすことといたしました。

皆様からお寄せいただいたアイデアや思いを結集した新たな「大阪市環境基本計画」に基づき、「SDGs達成に貢献する環境先進都市」の実現をめざしてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

目 次

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景・意義	2
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 基本的な視点	5
第1項 前提となる考え方	5
第2項 基本的な視点	7
第4節 計画のコンセプト	8
第5節 計画期間	8

第2章 基本的な考え方

第1節 取り巻く状況と課題	10
第1項 環境をめぐる国内外の動向	10
第2項 大阪市の現状と課題	12
第3項 直面している課題への対応	21
第2節 計画の方向性	21
第1項 ビジョン	21
第2項 目標	22
第3項 ビジョン、目標についての考え方	24

第3章 基本的な施策の体系

第1節 低炭素社会の構築	26
第1項 再生可能エネルギーや未利用エネルギー等の活用	26
第2項 徹底した省エネルギーの推進	28
第3項 低炭素型の交通システムへの変革	29
第4項 低炭素型のまちづくり	29
第5項 CO ₂ 吸収源に関する取組み	32
第6項 気候変動への適応に関する取組み	32
第2節 循環型社会の形成	34
第1項 2Rを優先した取組みの推進	34
第2項 分別・リサイクルの推進	35
第3項 環境に配慮した適正処理	36
第4項 ごみ収集体制を活かした安心なまちづくり	36

第3節 快適な都市環境の確保	38
第1項 自然との共生・生物多様性保全の推進	38
第2項 ヒートアイランド対策の推進	40
第3項 都市環境の保全・改善の取組み	40
第4節 地球環境への貢献	43
第5節 すべての主体の参加と協働	45
第1項 環境教育、啓発の推進	45
第2項 環境影響評価による環境配慮の推進	47
第3項 大阪市が率先する取組み	48

第4章 施策展開の戦略

第1節 施策展開にあたって	50
第2節 戦略の設定について	50
第1項 地域、市民、事業者との連携強化	52
第2項 経済、社会、環境の統合的な向上	53
第3項 持続可能な新しい技術、イノベーションの創出・活用	54
第4項 国際展開の強化	55
第5項 持続可能で効果的な行政運営	56
第3節 相乗効果の発揮	57

第5章 計画の進行管理

第1節 計画の推進にあたって	59
第2節 施策効果の検証	60

資料編

第1章

計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景・意義

第2節 計画の位置づけ

第3節 基本的な視点

第4節 計画のコンセプト

第5節 計画期間

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景・意義

大阪市は、わが国を代表する大都市であり、人口及び都市機能が高密度に集積していることから、健康で安心した市民生活を確保していくことは、市政において極めて重要な課題です。

1995年3月には、「大阪市環境基本条例」を制定するとともに、条例に基づき「大阪市環境基本計画」を策定し、環境保全と経済発展の両立をめざす幅広い施策を推進してきたところであり、大気汚染や水質汚濁の改善など、都市環境は着実に改善してきました。

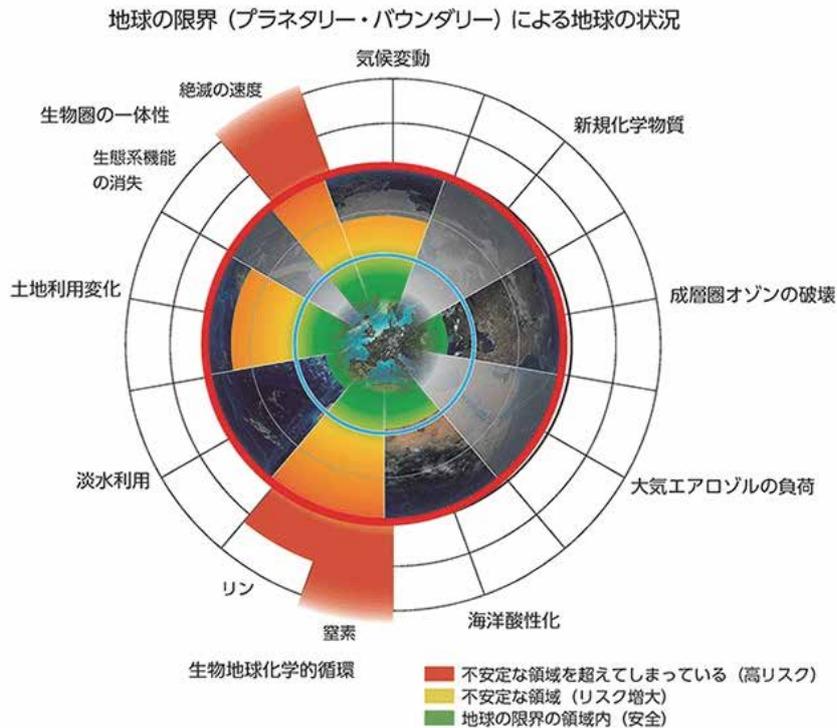
しかしながら、建築物中のアスベスト[※]や、無害化处理が完了していないポリ塩化ビフェニル(PCB)[※]のほか、環境基準が未達成である微小粒子状物質(PM2.5)[※]や光化学オキシダント[※]などの課題が依然として存在しており、産業発展に伴う多様な化学物質の管理も含め、都市環境の保全は、市民の健康や暮らしを守るうえで引き続き重要な課題となっています。

わが国では、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎え、今後、数十年間は総人口の減少が避けられません。大阪市においても、人口は減少に転じ高齢化がさらに進展すると見込まれており、地域コミュニティ[※]の弱体化や働き手の減少、高齢単身世帯の増加など、さまざまな影響が生じると想定されています。

一方、世界では、アフリカ・アジア諸国を中心に人口が急増し、経済発展に伴う一人当たりの環境負荷の増加も相まって、温室効果ガス[※]の排出など人間活動に伴う環境負荷が相乗的に増加するとともに、天然資源・エネルギー、水、食料等の需要拡大を招いています。その結果、地球温暖化や生物種の減少、マイクロプラスチック[※]を含む海洋ごみによる海洋汚染、人為的な水銀排出や難分解・高蓄積性の有害化学物質による汚染が地球規模で深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への影響が懸念されています。

人間活動による地球システムへの影響を客観的に評価し、人類が生存できる範囲の限界を科学的に示す概念として、「地球の限界(プラネタリー・バウンダリー)」があり、地球の変化に関する各項目について、人間が安全に活動できる範囲内にとどまれば人間社会は発展し繁栄できるが、境界を越えることがあれば、人間が依存する自然資源に対して回復不可能な変化が引き起こされるとされています。この概念が対象としている項目のうち、種の絶滅の速度と窒素・リンの循環については、既に不安定な領域を超えて高リスクの領域にあり、また、気候変動[※]と土地利用変化については、リスクが増大し不安定な領域に達していると分析されています。

この分析を踏まえると、地球環境問題は既に危機的な状況であり、地球の限界の中で豊かな暮らしをいかに追求するかが、求められていると言えます。



資料 : Will Steffen et al. [Guiding human development on a changing planet]

出典 : 環境省「平成 30 年度版環境白書」

こうした中で、「持続可能な開発目標 (SDGs)※」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ※」や地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定※」の採択 (いずれも 2015 年)、ESG 投資※の拡大など持続可能な社会に向けた動きが国内外で加速しており、時代は大きな転換点を迎えています。また、2025 年日本国際博覧会は「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマのもと、一人ひとりが自らの望む生き方を考え、それぞれの可能性を最大限に発揮できるようにするとともに、こうした生き方を支える持続可能な社会を実現していくものです。日本国際博覧会が開催される 2025 年は、SDGs 達成の目標年である 2030 年の 5 年前であり、SDGs の達成に向けた取組みを加速化させる重要なタイミングにあたります。

大阪市を取り巻く国内外の状況と課題は相互に関連・複雑化し、一人ひとりの暮らしや企業の経済活動と密接に関係しています。持続可能な社会に向けたパラダイムシフト※ (考え方の大きな転換) を実現していくうえで、市民生活全般を支える基礎的自治体の役割は大変重要であり、激甚な公害や廃棄物問題を克服してきた経験を活かしながら、市民・事業者など幅広い関係者とのパートナーシップのもと、経済・社会・環境の統合的向上に取り組んでいく必要があります、その指針となる計画の策定が求められています。

第2節 計画の位置づけ

大阪市では、市政全般に関する戦略・方針と整合を図りながら、分野別及び課題別に策定した各計画に沿って様々な施策・事業を展開しています。

「大阪市環境基本計画」は、「大阪市環境基本条例」に基づく環境施策のマスタープランであり、分野別及び課題別の各計画に位置付けられた施策・事業を洗い出し、環境という切り口で再整理しています。

計画の推進にあたっては、市長を本部長とする「大阪市地球温暖化対策推進本部」の枠組みを活用し、財源面を含め、環境面から横串を通す機能を強化しながら、全庁的に施策・事業を実施し、「持続可能な開発目標（SDGs）※」の達成に貢献していきます。



第3節 基本的な視点

第1項 前提となる考え方

本計画の策定にあたって前提となる考え方を次のとおり整理します。

① SDGs[※]と大阪市の使命

今日の環境問題は一人ひとりのライフスタイルや事業者の経済活動と密接に関係していることから、環境施策の展開にあたっては、市民や事業者などあらゆる主体が環境に対する自らの責任を自覚し、環境対策を怠ったり、先送りしたりすることがリスクになることを認識したうえで、当事者意識をもって環境負荷の低減に取り組むことが重要となっています。

2015年9月に国連で合意されたSDGsは17のゴール（目標）と各ゴールに設定された169のターゲットから構成され、世界が直面している様々な問題を扱っており、次の3点が重要な特徴です。

経済・社会・環境の課題を同時解決

経済、社会及び環境という三つの側面においてバランスがとれ、統合された形で持続可能な開発を達成すること

すべてのステークホルダー[※]の参画・連携

政府や地方公共団体だけでなく、市民や事業者・経済団体、環境 NPO/NGO など、あらゆるステークホルダーが参画し、連携すること

誰一人取り残さない

マイノリティや社会的弱者など脆弱な立場におかれた人々を含む一人ひとりが、施策の対象として取り残されないこと

政府の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では、各地方自治体に、各種計画等の策定や改訂にあたっては SDGs の要素を最大限反映することを奨励するとしています。また、環境省では、17のゴール（目標）のうち、12のゴール（目標）が環境に関連しているとしており、本計画では、第3章において、施策の柱立てと環境に関連する12のゴール（目標）との対応関係について紐づけを行っています。

SDGsの17のゴール（目標）と経済・社会・環境の関係は、次のとおり図示されています。



大阪市は、基礎的自治体として、市民の暮らしを守り、住民福祉のさらなる向上をめざし、誰もが健康で安心して生活できるよう取り組むとともに、意欲のある全ての人々が能力を発揮できるよう努めていく必要があります。また、国際的な大都市として世界とともに発展していくことが期待されており、SDGs[※]の考え方を積極的に活用するとともに、その実現に貢献していく必要があります。

② 経済・社会・環境の統合的向上

私たちの暮らしや企業の経済活動は、環境という基盤のうえに成り立っています。環境は、大気、水、土壌、生物等の間を物質が循環し、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、人間もまた、この環境の一部です。しかしながら、人間の経済活動に伴い、環境の復元力を超えて資源を採取し、また、環境に負荷を与える物質を排出することによって、この微妙な均衡が崩れつつあり、気候変動[※]や生物多様性[※]の損失という形で顕在化しています。

健全で豊かな恵みを生み出す環境を維持することなしに、経済・社会を発展させていくことはできません。そのため、環境面から対策を講ずることにより、経済・社会の課題解決にも貢献することや、経済面・社会面から対策を講ずることにより、環境の課題解決にも貢献するよう、施策をデザインすることが重要となっています。とりわけ、基礎的自治体である大阪市は、幅広い市民生活の領域全般にわたりの確に対応する必要があります。縦割りではなく、統合的な観点に立って取り組むことが重要です。

③ 地域循環[※]・共生

少子高齢化の進展など地域コミュニティ[※]を取り巻く社会環境が変化し、個人のライフス

マイルや価値観も多様化が進み、人と人とのつながりの希薄化がみられます。こうした中で、地域・市民・事業者など多様な主体間のつながりという基礎的自治体としての特徴を強みとして活かして資源の循環を進め、環境への負荷をできる限り低減しつつ、地域経済の循環も促進し、地域の活性化を図っていくことが求められています。

また、都市化の進展など人と自然とのつながりの希薄化がみられる一方で、人々の価値観は多様化し、一部では田園回帰の意識も高まっています。自然とのふれあいは健康の維持増進にも有用であるとされており、環境にやさしく、健康で質の高い生活への転換を図っていくことも必要です。

④ 持続可能なイノベーション[※]の創出

経済成長や社会基盤の質の向上等を主たる目的とした取組みが環境への負荷につながらないようにしていくうえで、イノベーションの創出は重要な鍵となります。国では、AI[※]、IoT[※]等の ICT も活用しつつ、さまざまな課題の解決に資する革新的技術の開発を進め、培われた技術・システムを社会実装することで、めざすべき未来社会の姿「Society5.0[※]」の実現をめざすこととしています。急速に発展する技術革新の動向を踏まえるとともに、安全性や経済合理性の確保などを図りながら、経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点から持続可能なイノベーションの創出に取り組んでいくことが重要です。

第2項 基本的な視点

このような認識のうえに立ち、以下の5つを基本的な視点として設定します。

① 持続可能な開発目標（SDGs）実現の視点

SDGsは2030年に向けて世界が合意した目標であり、計画の策定・推進により、その実現に寄与することをめざします。

② 経済・社会・環境の統合的向上の視点

分野横断的な取組みを推進し、複数の異なる課題を統合的に解決することをめざします。

③ 一人ひとりの人間を大切にす視点

人口や都市機能が高密度に集積し、国内外への影響も大きい大都市において、全ての人々が健康で安心して生活し、活躍できるまちをめざします。

④ 循環・共生の視点

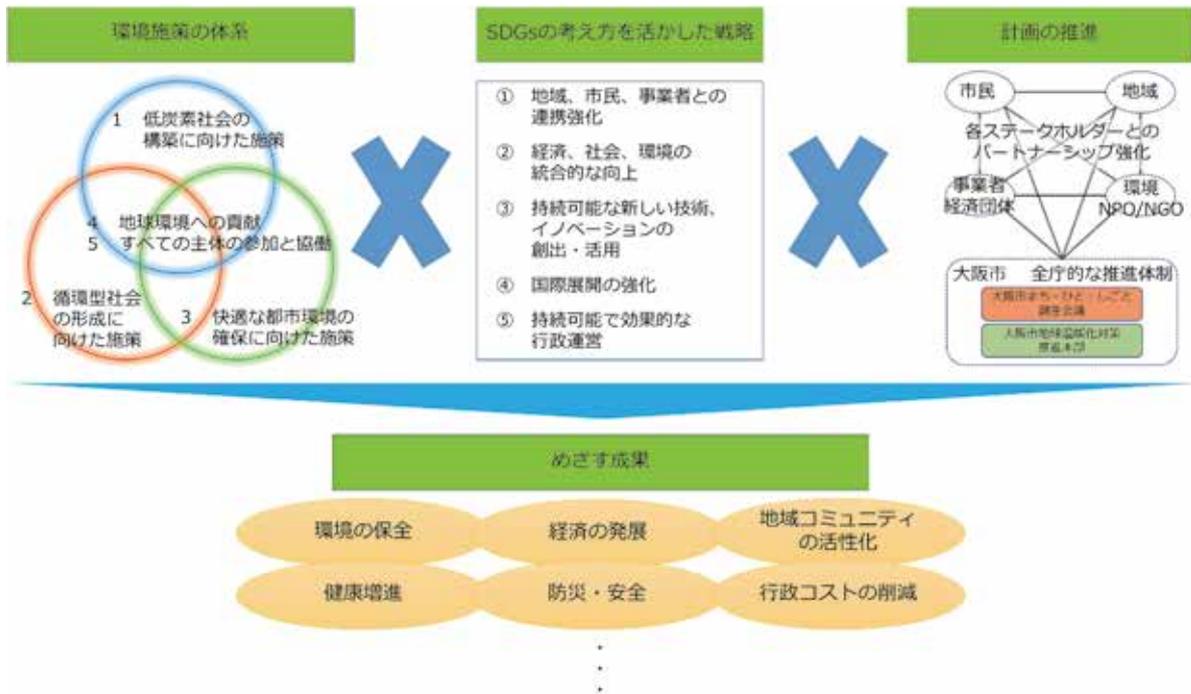
資源を循環させて無駄なく活かすとともに、恵み豊かな自然と共生する循環・共生型の社会をめざします。

⑤ 持続可能なイノベーションの視点

経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点から、持続可能なイノベーションを創出することをめざします。

第4節 計画のコンセプト

本計画では、環境を切り口として第3章で整理する施策の体系を、第4章で設定するSDGsの考え方を活かした5つの戦略によって、第5章の計画の推進体制に基づき総合的かつ効果的に展開し、経済・社会分野を含むさまざまな課題を統合的に解決していくことをめざします。



第5節 計画期間

目標年度は2030年度(=SDGs[※]のゴール)とし、国の環境基本計画改定に合わせ、2024年度を目途に見直しを行います。